

平成28年12月20日

岩美町議会
議長 船 木 祥 一 様

岩美町議会
総務教育常任委員会
委員長 田 中 伸 吾

委員会行政事務調査報告書

岩美町議会総務教育常任委員会は、平成28年10月26日に熊本地震被災地の、27日に鹿児島県湧水町及び宮崎県高原町、28日に鹿児島県さつま町で行政事務調査を行いましたので、岩美町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1) 調査先1 熊本地震被災地（熊本城、益城町）

調査事項 熊本地震における被害状況

調査期日 平成28年10月26日（水）午後1時30分～午後4時30分

(2) 調査先2 鹿児島県湧水町

調査事項 ①「芸術がある町」づくり事業について

②コミュニティーバス（地域公共交通）施策について

調査期日 平成28年10月27日（木）午前9時00分～午前11時30分

(3) 調査先3 宮崎県高原町

調査事項 ①移住定住対策について

②空き家対策について

調査期日 平成28年10月27日（木）午後1時30分～午後3時30分

(4) 調査先4 鹿児島県さつま町

調査事項 ①移住定住対策について

②空き家対策について

調査期日 平成28年10月28日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 出席委員

総務教育常任委員会

委員長 田中伸吾 副委員長 澤治樹

委員 日出嶋香代子 委員 杉村宏

委員 寺垣智章 委員 船木祥一

随行者 企画財政課参事 谷口健一

議会事務局局長 鈴木浩次

調査先1 熊本地震被災地

熊本城の地震における被害は、報道などの映像で見えていたが、あらためて現地で見ると、歴史的価値のある建造物の無残な姿を見るのは非常に忍びなかった。

しかしながら、県内外からの小学生や中学生、観光客も多くみられ、まわりから熊本城の復興の力添えになっていると感じた。当常任委員会も微力ではあるが、熊本県内に宿泊した。

益城町は、自動車を通りながらの調査になったが、まだまだ復興が進んでいないと感じた。

民家は、解体中や手つかずのまま放置されているなど、まだまだ元の生活に戻れない状況であろうと想像できた。

鳥取県中部地震は、行政事務調査日程決定後に起こったが、熊本地震の被害の大きさを目の当たりにして、日頃からの防災対策や避難訓練の実施など、危機管理の重要性が必要であると思った。

また、町民一人ひとりの防災意識の向上が、まだまだ必要であろうと感じた。

調査先2 鹿児島県湧水町

1 調査の目的

本格的な県立野外美術館「霧島アートの森」を有し、彫刻造形展やチェーンソーアート大会を開催するなど、芸術のまちづくりに取り組んでいる。発展経過や取り組み状況を調査する。

また、200円で乗車できるコミュニティバスを運行しており、地域公共交通に関する課題や運営状況を調査する。

2 湧水町の概要

湧水町の面積は144.29平方キロメートルで、鹿児島県の中央北端に位置し、北から東にかけて宮崎県えびの市、東南は霧島市、西は伊佐市及びさつま町と接し、九州山脈と霧島連峰に挟まれ、火山灰土壌に覆われた盆地である。

平成17年3月に吉松町と栗野町が対等合併して湧水町となった。

九州自動車道栗野インターチェンジを有し、鹿児島・宮崎市へ1時間、熊本市へ1時間30分、鹿児島空港へは15分と、交通条件に恵まれている。

人口は、平成28年4月1日現在9,919人、世帯数は4,882世帯である。

3 調査内容

(1) 「芸術がある町」づくり事業について

① 湧水町高原フェスタ彫刻造形展

旧栗野町で、鹿児島県立野外美術館「霧島アートの森」の整備計画に呼応して、平成7年度から地域を挙げて彫刻造形展を開催。自治会や学校、親子会などが町内の自然素材を利用して制作した造形作品を展示し、コンテストを行っている。毎年10月下旬に開催され、27年度は26作品が展示され、芸術性の高いプロ級のものや幼稚園児が作ったものもあり、楽しい企画で多くの来場者で賑わっている。

② 鹿児島県「霧島アートの森」との連携

霧島地域では、国際的に高い評価のある霧島国際音楽祭が開催されるなど、文化的な活動が展開されており、平成2年に策定された鹿児島県総合基本計画において、様々な文化が共鳴し合う文化圏域の構築を目指すことが掲げられ、この一環として平成12年、湧水町（当時の栗野町）に野外美術館として「霧島アートの森」が整備された。

湧水町は開園当時より、職員1名を派遣し、年2回の企画展では観光協会加盟店でのチケット販売やのぼり旗の設置による雰囲気づくりなど、連携を図っている。

町も美術館の協力を得て、作品鑑賞とあわせた婚活イベントや、入園料が無料となる11月3日（文化の日）に合わせたイベントの企画など、派遣職員が有効に機能している。

③チェーンソーアート大会

平成 16 年の彫刻造形展において、国立公園霧島指定 70 周年を記念して、霧島アートの森に作品が飾られている木彫作家の黒蔵荘（くろわらび そう）さんを講師に迎えてチェーンソーアート大会を開催。以後、毎年彫刻造形展において、地元や町外の参加者 10 数名で実施してきた。

27 年、芸術のあるまちづくりに貢献するため、住民がチェーンソーアートクラブを結成し、現在の会員は 21 名。この年、「国民文化祭かごしま 2015」において、「チェーンソーアート全国大会 in 湧水町」を開催。全国各地から 40 名のアーティストが参加。特別招待者の黒蔵さんがチェーンソーアートクラブと共同作品を制作。一過性に終わらせないよう、28 年度も黒蔵さんを迎えて全国大会を開催。

④「芸術がある町」づくり事業

霧島芸術工房(有)と湧水町が協力して、芸術大学生の卒業作品を譲り受けて、町内の公共施設や道路脇の広場などに、現在 74 作品を展示している。町民が日常的に芸術に親しみ、芸術に対する認識を高めることと、芸術による街の活性化を目的とする。

各大学を訪問し、事業内容の説明、賛同を得て作品の寄贈を募集している。芸術作品の輸送に係る保険料が高額のため、町内で作品を制作できるよう大学と協議している。

指定管理者の霧島芸術工房(有)が運営するログキャンプ村を宿泊・制作活動できるよう改装して、制作した作品はそこに保管する。作家、学生との交流もできる。

⑤湧水・霧島アートな旅事業

地方創生総合戦略の一環として、湧水町と霧島市それぞれの観光協会、商工会、鹿児島県霧島アートの森、チェーンソーアートクラブ、霧島温泉各ホテルなどが連携し、霧島連峰、霧島温泉郷などの自然豊かな地域資源を生かしながら、アートというテーマを加えた周遊観光ルートを開発し、広域的な交流人口の流入に取り組む。

芸術がある町づくり事業の作品やチェーンソーアート作品をルート沿い、宿泊施設のロビーなどに展示し、各観光案内所、ホテルで展示場所を紹介し、スタンプラリーで周遊することで、町や沿線の PR を行う。

(2) コミュニティーバス（地域公共交通）施策について

①湧水町ふるさとバスの概要と現状

通園・通学や交通手段を持たない高齢者等の利便に供するため、平成 12 年に旧栗野町で開始。町内を運行する民間バスはなく、隣町から乗り入れる南国交通（株）に運行委託。乗り継ぎの連結に配慮し、自治会や老人クラブ、PTA などの代表で組織するふるさとバス利用促進協議会を設け、運行ルートの改正などを行っている。

現在、3 台の 29 人乗りバスが 10 路線 27 便を、約 24 km 45 分程度から約 35 km 70 分程度までの運行距離と所要時間で、運行している。

運賃は、全路線乗車 1 回につき、高校生以上の大人 200 円（平成 21 年に 100 円から値上げ）、中学生 100 円、小学生 50 円、未就学児 30 円。

②利用状況等

利用者数は、平成 19 年度 39,800 人（1 便当たり 4.3 人）から 27 年度 9,880 人（同 1.5 人）と、少子高齢化に伴って減少し、1 便当たりの利用者も少ない。

町の負担額等は、19年度の事業費約2,480万円に対して約2,180万円、27年度は事業費約1920万円に対して約1810万円となっている。その財源は、一般財源であったが3年前から90%を過疎債で賄っている。

③これまでの経過

平成12年の総合交流施設「いきいきセンターくりの郷」のオープンに合わせて運行開始し、合併の翌年（18年）から吉松地域へ運行路線を拡大している。

21年に大きく見直し、学校や病院が休みとなる土・日・祝日の運行を観光回り路線に変更。高校生以上の大人運賃を100円から200円に値上げ。大人限定で、年間1万円で乗り放題の年間パスポートを発行。

27年度に高齢者等が買い物しやすいよう運行ルートを変更し、栗野リバーサイドモールとAコープ吉松店のバス停を商業施設敷地内に新設した。

④他の関連事業等

ふるさとバスの運行に関連した他の取組として、次の事業が行われている。

ア 高齢の運転免許証自主返納者の無料乗車

運転免許証自主返納支援制度の一環。返納証の提示で乗車が無料。

イ 敬老会対象者無料乗車券

敬老祝として70歳以上の方に無料乗車券2枚を配付。温泉の無料券とあわせて敬老会への出席を促すもの。

⑤今後の課題

平成21年度の大きな見直しで大人運賃を値上げや便数の削減をした影響で、利用者が大幅に減少した。24年度まで横ばい状態を維持したが、その後さらに減少傾向となっている。

利用者及び収入の増加を図るとともに、運行経費の削減に努める必要がある。

(3) その他

①図書館でドラマのDVDを貸し出し

アニメや映画等は、レンタルやインターネットなど様々な視聴手段が発達してきたが、町内でのレンタルは、1店の書店が小規模に行っているのみで、インターネットもブロードバンド環境や経済的な理由により情報格差がある。

図書館では、民間のレンタル事業を大きく圧迫しない程度に、DVDやCDなどの貸し出しを行っている。

館内視聴：2,227回、館外貸出：5,322点（平成27年度）

②「広報ゆうすい」と「旬報ゆうすい」の2種類を発行

広報は、毎月1回、町内外の多くの方を対象に発行し、町内のイベント情報や、住民の笑顔を広く発信している。

旬報は、住民向けに行政からのお知らせ、手続きの案内などを毎月2回発行。簡素なレイアウトで、印刷は職員が行っている。

2種類を発行することで、対象者別に情報を適切に提供できる。

4 主な質疑応答

【芸術がある町づくり事業について】

問：チェーンソーアートは、大きな作品だが原料の木材は周りの山から調達するのか。

答：木は、最低でも直径 60 cmある。町には山がたくさんある。森林組合に依頼して切り出している。

昨年のはたまたま太陽光発電を設置する町有地があり、その中にあった大きな木を使うことで材料費がタダになった。

問：全国の大学から作品を集めるのは大変ではないか。

答：作品の運搬に係る保険料が、全部で 100 万円くらいかかる。

問：霧島アートの森での婚活はどのようなものか。

答：定住促進として地方創生事業で行った。男性は町内から、女性は広く、それぞれ 20 人を募集したところ、女性はすぐ定員になってキャンセル待ちが 10 人以上出るほど真剣な人が多かった。アートの森で話の機会を作りながら行い、成立した 6 組に食事券を発行したところ、3 組が利用した。

問：霧島アートの森に町の職員を一人派遣するのは大きな負担になっていると思うが、その効果はどうか。

答：町職員を霧島アートの森に派遣する 1 名は、園内をまわって作品の点検整備も行うので若すぎてもだめで、係長クラスは大きな負担だが、情報の共有ができ何時何時というイベントをするか、町のイベント誘致、作家の情報など共有と連携ができる。

問：廃校で創作活動するアーティストの滞在などにどんな支援をしているか。また、定住に結び付いた人があるか。

答：アーティストの宿泊には、宿泊費を半額なり無料に助成している。定住された方が 1 名あり、その方と連携して屋外の作品の清掃や手入れをお願いし、報酬を支払っている。（素人では作品に手を出せない。）

【コミュニティバス施策について】

問：ふるさとバス年間パスポートの利用者数を教えてほしい。

答：学生との均衡を考慮し、18 歳以上で、12 名が利用している。

問：車両は町の所有か。購入時にどのような財源を活用したか。

費用で一番大きな人件費について、南国交通の正職員が運転しているのか。

利用者一人当たり約 2 千円の公費を投入することについて、町民はどのように受け止めているか。

答：車両は補助事業で購入しており、耐用年数を経過するまで、事業を止められない。今のところ、デマンド方式にも変えられない。

人件費は、南国交通の正規社員を充てている。

福祉的バスだからタダでも良いのではという意見と、空気を運んでいるだけだからいらぬのではないかという意見に分かれている。車を運転できない高齢者や学校に行く子供たちには大事な交通手段だ。

問：スクールバスがない中で、時刻表は小学校や中学校に通う行き帰りの時間帯に合わせてあるか。

答：以前は、中学校の部活が終わる時間帯に合わせて走っていた。夏場はその時間帯を超えて部活が行われるので、時間帯が合わない。吉松地域の児童数が 10 数人と少ないところは、家と学校が近いこともあり、もともとスクールバスの要素はない。保護者の意見を聞きながら考えている。

問：観光回りを設けているが、観光客の利用状況は宿泊も含めてどうか

答：観光客の乗車状況はまとめていない。宿泊は隣の霧島温泉や熊本県の人吉市には勝

てない。湧水町はその中間で通過地点になっている。

【その他】

問：広報と旬報の2種類の広報誌を発行しているが、どのように配付しているか。また町民はどのように受け止めているか。

答：役場職員が月に2回、各自治会長宅に戸数分を配付。広報は月1回、旬報は月2回、その他学校だより、催し物のチラシなどを一緒に入れている。自治会長自ら、あるいは班長に分けて配る。チラシなどは、希望があれば回覧にしている。

旬報は以前、上旬、中旬、下旬の3回であったが、あまりに多く配るのが大変ということで2回になった。防災無線はうるさかれることもあるが、旬報はいらぬという声はない。広報に旬報のようなお知らせを載せると、紙面の制約もあって字が小さくなって見てもらえない。

5 まとめ

豊かな自然、景観などの地域資源を活用して県が整備した音楽ホール、野外美術館を中心に「芸術の森」文化ゾーンが形成され、その中で彫刻造形展やチェーンソーアート、町内各所への作品の屋外展示など、「芸術がある町」づくりに積極的に取り組んでいる姿が見えた。

オノ・ヨーコ、水玉アートで世界的に有名な草間弥生など、一流の作家作品が展示され大きな注目になっている野外美術館「霧島アートの森」には、開園当初から町職員1名を常駐させ、県職員と共に連携を図り芸術がある町づくりを進めている。

「宿泊は近隣の霧島、人吉には勝てない。」との言葉が、印象的であった。そういう状況認識のなかの職員派遣であり、町が特色づくりに力を入れていることを感じた。

また、チェーンソーアートは、継続してその道のプロを呼び交流人口の増に貢献している。町のいたる所に展示してある作品の材料は、周辺の山から切り出して活用しており、山の整備にも貢献している。

岩美町では、過去の現代美術展の作品が残されていない。湧水町の「芸術がある町」づくり事業のように、現代美術展の作品を過去のレガシー（遺産）として町内各地に残すことも必要ではないか。

バス運行事業はどこも大変苦慮している。通学や通院利用の少ない休日の運行を観光回りに変更したり、高齢者の運転免許証自主返納者への無料乗車（返納書を提示）などの取組みをしているが、運賃収入と利用者は減少傾向との悩みがある。

そんな中でも、利用促進の一つとして、年間パスポート（一万円で一年間乗り放題）があった。岩美町も検討してみてはどうかと感じた。

また、インターチェンジを降りてすぐの立地の良さ、物産館、温泉施設との複合施設としての利便性の良さ、また、築16年にしてはきれいに使われている。館内にスペース分けがあり、お話室、ティーズルームと、目的に合わせたスペース分けは是非とも必要である。

視察先3 宮崎県高原町

1 調査の目的

空き家登録の充実が評価され、平成28年2月住みたい田舎ベストランキングで全国

18位、九州南部エリアでは1位となっている。移住定住対策と空き家対策について、課題や取り組み状況を調査する。

2 高原町の概要

高原町は、宮崎県の南西部に位置し国立公園霧島山を境に鹿児島県と接し、霧島山系からの豊富な水が大小河川となって流れ、面積 85 平方キロメートルの水と緑に富んだ自然豊かな町である。

基幹産業は農業で、特に畜産は農業粗生産額の7割以上を占め、とりわけ、肉用牛の生産が盛んで、肉質の良さは県内外で高く評価されている。人口約 9,100 人に対して、子牛が約 1 万 2,400 頭で、繁殖牛をメインにしている。

3 調査内容

(1) 移住定住対策について

① 町内組織の見直し

平成 23 年に副町長を本部長とする定住対策本部を設置。25 年 4 月、まちづくり推進課に地域創生戦略室を設置し、人口 1 万人の復活を目指して、定住対策の総合かつ計画的な事業推進を図っている。また、24 年度当初予算から特別枠として「1 万人の笑顔あふれる復活創造事業」を創設している。

② 地域おこし協力隊

平成 25 年度から 3 名を任用し、3 年の任期満了後、2 名が町内に定住。そのうち、1 名は引き続き観光協会に正規採用され、別の 1 名は学童保育に従事し、その夫は小学校 P T A 会長として地域で活躍している。新たに 2 名募集しているが未定。

③ 都市圏での P R 活動

平成 25 年度からふるさと回帰支援センターや宮崎県が主催する移住相談会に参加。主に東京、大阪で実施している。

27 年度は 5 回実施し 40 件の相談、28 年度は現在 3 回で 22 件の相談となっている。

④ お試し滞在宿泊施設利用助成券交付事業

町への移住定住を目的として住居又は仕事を探す活動などを行う者に、観光協会関連宿泊施設（皇子原公園コテージ）の宿泊費（5 泊を限度）を上限 2,000 円に減額する（一組 2 人分まで）。

また、普通車 1 日 5,400 円の契約レンタカー料金を町が負担する。

なお、農家民泊（9 軒）も助成宿泊施設の対象として協議中。

【利用実績】

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
利用件数	2 件	2 件	4 件	3 件	11 件
利用人数	4 人	5 人	8 人	5 人	22 人
移住者数	2 人	0 人	2 人	1 人	5 人

(平成 28 年 10 月 26 日現在)

⑤ 移住定住支援金交付事業

ア 移住支援金

平成 25 年 4 月 1 日以降に 2 人以上の家族で移住し、かつ税金等の滞納がなく、居住地の自治会に加入し、引き続き 5 年以上居住する意思がある者に、30 万円を交付している。

なお、支援金の交付は、3 年、4 年、5 年経過後にそれぞれ 10 万円ずつ、現金と商工会発行の商品券で 2 分の 1 ずつとしている。

【利用実績】

平成 28 年度が交付初年度で、10 月 26 日現在 6 世帯 24 人が交付を受けている。

イ 住宅取得支援金

平成 25 年 4 月 1 日以降に 2 人以上の家族で、移住・定住を目的に住宅を新築または購入し、かつ税金等の滞納がなく、居住地の自治会に加入し、引き続き 5 年以上居住する意思がある者に、最大 100 万円を交付している。

なお、支援金の交付は、申請年度と 5 年経過後年度に半額ずつ、現金と商工会発行の商品券で 2 分の 1 ずつとしている。

【支援限度額】

- ・移住者：町内業者から取得した場合 100 万円、その他 50 万円。
- ・定住者：町内業者から取得した場合 30 万円、その他 20 万円。

【利用実績】

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
利用件数	16 件	16 件	16 件	12 件	60 件
移住世帯	10 世帯	5 世帯	4 世帯	3 世帯	22 世帯
移住者数	36 人	20 人	13 人	8 人	77 人
定住世帯	6 世帯	11 世帯	12 世帯	9 世帯	38 世帯
定住者数	26 人	41 人	39 人	34 人	140 人

(平成 28 年 10 月 26 日現在)

⑥ 定住促進住宅

ア 宅地分譲

2 人以上の家族で税金等の滞納がなく、居住地の自治会に加入する意思がある 20 歳以上 50 歳未満の者に、住宅用地を時価より低廉な価格で分譲する。平成 28 年 11 月から 5 区画を分譲予定。

イ 賃貸住宅の建設（P F I 方式）

定住促進のため町営住宅 8 戸を建設する。平成 28 年度に造成し、29 年度に民間資金を活用して建設予定。

⑦ 移住相談員の設置

平成 28 年 6 月から、移住定住の取組の発信、移住定住の相談受付、情報の収集と提供、都市部で開かれる移住相談会への参加などを行う移住相談員を配置している。

(2) 空き家対策について

① 空き家等情報バンク

空き家等の有効活用を通じて移住定住促進及び活性化を図るため、空き家等情報バンクを設置している。

登録を進めるため、広報紙、区長会への文書、ホームページで募集。

住宅の外観、内装、庭などの写真をホームページに掲載し、状況や程度を希望者が現地で確認するまでに把握できる。また、所有者の了解を得て撮影、掲載しており、特にトラブルはなく、電話での問合せに写真を見ながら説明できる。

【事業実績】

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
登録件数	7 件	9 件	11 件	2 件	29 件
成約件数	2 件	7 件	8 件	1 件	18 件
入居者数	7 人	16 人	24 人	3 人	47 人

(平成 28 年 10 月 26 日現在)

②空き家リフォーム事業

移住定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図るため、空き家住宅のリフォーム費用の一部を、20 万円を上限に助成している。平成 27 年度は、地方創生先行型交付金を活用し、移住者限定で上限 50 万円を助成した。移住者の利用割合が高い。

【事業実績】

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
利用件数	1 件	5 件	7 件	1 件	14 件
移住世帯	1 世帯	4 世帯	6 世帯	1 世帯	12 世帯
移住者数	0 人	13 人	16 人	7 人	36 人
定住世帯	0 世帯	1 世帯	1 世帯	0 世帯	2 世帯
定住者数	5 人	2 人	4 人	0 人	11 人

(平成 28 年 10 月 26 日現在)

③空き家等実態調査

町内の空き家を調査し、特定空き家の判定や利用可能物件を把握し、今後の環境整備に資するよう努めている。あわせて、所有者の意向を把握し、空き家の掘り起こしと、空き家バンクへの登録を促している。

④農林業研修お試し滞在事業

農業や林業を志す移住希望者を対象に、農協を通じた農業研修、森林組合を通じた林業研修の参加者を募り、研修期間中は、空き家住宅に滞在する事業に取り組んでいる。(地方創生加速化交付金事業)

⑤空き家等活用交流施設整備事業

一戸建ての空き家を町内の施工業者がリフォームして、地域の交流拠点として活用する場合に、100 万円を上限に助成する事業に取り組んでいる。(地方創生加速化交付金事業)

4 主な質疑応答

【移住定住対策について】

問：農業生産額の 85%を占めている畜産だが、若い後継者が育ったり、若い人の移住定住につながっている事例はないか。

答：酪農家が減っている。子牛の生産地帯だ。母牛から子牛を生ませて、競市に出し、

肥育農家に販売する。農家戸数が減る中で、子牛の価格が堅調だ。肉の価格も良い。後継者も育ちつつある状況がある。戸数は減っているが、母牛は昨年増えた。1戸当たりの頭数が増えて大規模化している。

新規参入は、もともと親がやっていた後に別の牛舎を建てて自分でやる方で、全くの新規はない。後継者が帰ってきて、ほとんどは兼業が多い。専業でやっている方の子供が帰ってきてやる。中には、お爺さんの後を孫が継ぐこともある。女性が帰ってきて、「べぶクラブ」という若者のグループを作って取り組んでいるものもある（「べぶ」は宮崎の方言で「牛」）。

来年は宮城県で全国和牛共進会がある。宮崎県は、今回3連覇を目指している。大会の1年前から牛の下準備を若い後継者も頑張っている。

問：農家民泊を始めたきっかけは何か。受け入れる農家は一般の農家か。受け入れに苦労していることはないか。

答：小林市、えびの市、高原町で北きりしま田舎物語協議会を組織し取り組んでいる。広域全体では62軒、修学旅行生が主で、1184泊。一人当たり600円の補助。小林市では1000万円程。中身は、一泊で餅つきや牛の餌やりなどを体験して帰る。

高原町は9軒が登録。担当の農政畜産課長が農家に足を運び参加を呼び掛けた。

農家の方は高齢の人が多く、なかなか手が回らない。大きな農家は酪農家が1戸。町内に分散して農家民泊があって、高千穂峰が見える家、馬がいる家、ねむの木がある家などそれぞれ特徴がある。

北きりしま田舎物語の事務局では、中学生の修学旅行を受け入れているが、対象を広げたい思いがある。時期によっては農作業が無くて受け入れが難しい時もある。

ふるさと納税の返礼品に組込んでおり、都市圏から毎年利用する人もある。

都市圏からくる中学生は田舎のお爺ちゃんお婆ちゃんと一緒に田舎料理を作ったりして、後日訪ねてくる子もあり、普通の旅館とは違う長い交流が生まれる。受け入れる農家もお客を迎えるという姿勢ではなく、普段の生活を見てもらって、構えた対応をしていない。

農業を求めてこられる人でなくても、町のそのままの生活を見てもらうのには、ホテルや旅館ではなく、農家にお試し滞在するのも良い。

常に利用があるものではないし、住宅の整備や接客、方言の問題もあり、誰にでもできるわけではない。

問：お試し滞在宿泊助成事業でレンタカーの利用はどれくらいあるか。

答：お試し利用年2~3件のうちレンタカーの利用は1件程度。

問：定住促進住宅の整備にPFI方式を取り入れる理由は。

答：町営住宅について、公営住宅法に縛られず町独自に家賃を設定できる。

熊本県玉東町を参考に、完全なPFI方式ではなく、住宅建設に係る部分に民間資金を活用する。

問：移住者が定住するには、隣近所や地域住民との関係を良好に保つために、相談や助言を誰がどのように担っているか。

答：地域おこし協力隊の終了者が狭野地区に定住している。その方々に紹介し、実際に先輩の話聞いてもらって、高原町での暮らし方を知ってもらう。

移住者の中にはPTA会長として地域の中心になっていたり、まちづくり推進課に非常勤で勤務する人は営農組合にも加入している。移住者のグループづくり、ネット

ワークづくりに取り組んでいる。

移住者として把握しているのは、補助金等を活用して移住定住された方で、そうでない移住者の状況は把握できていない。

問：補助金はいらないから自治会に入りたくないという人があるか。

答：住宅を建てても補助金を申請しない移住者を見ると、自治会に加入しない人もいる。

自治会の組織率は8割位になっている。人口減少の中で自治会を活性化するためにも、移住者には自治会に加入してもらいたい。

【空き家対策について】

問：田舎暮らしの本に空き家バンクが充実していると紹介されている。充実するまでには相当な苦労があったと思うが、空き家登録までの問題点や解決方法を教えてほしい。

答：平成25年に定住推進室が設置され、空き家バンクを始めた。

先ずは要綱の整備。インターネット等で他団体の要綱を参考に検討した。定住対策推進本部会議、その下に係長等7~8人で構成する3つのプロジェクト会議（子育て支援、住宅確保、森林木材活用）を設置（現在は消滅）し、そのうちの移住定住関係でその要綱を揉んで本部にかけて、何回かすり合わせを行った。25年9月から開始した。

広報紙、ホームページで紹介、募集したところ、5~6戸登録できた。その後は、そのまま活用できる空き家が少なくなり、改修や、家財道具や仏壇の整理が問題になった。補助制度を設けてどこまで改修できるか検討が必要になった。

問：住民から空き家の情報や登録希望が上がってこない、進まないと思うが、住民への周知はどうしているか。

答：固定資産税の課税通知に案内を同封している。今年度行っている空き家調査の中で、登録申請が出てくると期待している。

本人は空き家として活用してほしいと思っても、状态的に難しいものも出てくる。農地数反も一緒に売却したいという人も出てくる。農業委員会と協議し、10月から農地の下限面積を1アールに下げた。

問：日本全国が人口減少の中で、人口の取り合いになってもいけない。隣町からの移住も補助対象か。

答：隣の市町からの移住者も、都市圏からの移住者も同様に助成している。

都城市に大きな企業があり、隣の三股町が市境の町側に住宅を整備し、2~3年で人口が増えた。

5 まとめ

移住定住対策の参考になった点は、お試し滞在宿泊助成事業の町観光協会宿泊施設への宿泊費助成。レンタカーの利用もできることとされていた。レンタカーの実績は年1件とあったが、民間事業者による一日5,400円の経費から考えて検討してはどうかと感じた。この助成は岩美町では必要ではないか。

お試し滞中に農家民泊を取り入れている。本当の田舎の暮らしを見てもらうには、面白いと思う。

移住者への支援として、住居地の自治会に加入し、5年以上住居する意思がある者に対して、30万円の移住定住支援金を、3年、4年、5年に分散交付している。その内訳は、現金が15万円、町商工会発行の商品券が15万円とのこと。商工会発行の商品券を支給することは、相乗効果があり、岩美町でも必要ではないか。

移住定住対策について、近隣の人口増事例として、都城市との境に宅地造成し、人口が増えた町があると紹介いただいた。都市への利便が高いと判断された位置の土地への需要はある。岩美町においても、I C周辺で利便性が高まった位置の宅地開発が目立つ。利便の高いと評価される造成は人口増若しくは人口減対策となるのではと感じた。

空き家登録を写真付きで行っている。希望者と電話で話す際に、写真を見ながら説明ができる良さがあり、いいのではないかと感じた。

視察先4 鹿児島県さつま町

1 調査の目的

危険空き家の解体撤去に係る経費の一部を助成するとともに、空き家等の適正管理に関する条例を設定し、積極的に空き家対策に取り組んでいる。また、様々な移住定住対策にも取り組んでおり、空き家対策とともに、その課題や取り組み状況を調査する。

2 さつま町の概要

平成17年3月に宮之城町、鶴田町、薩摩町が合併し、さつま町が誕生した。

鹿児島県の北西部、鹿児島市から50キロメートルに位置し、周囲を山々に囲まれた盆地で、面積は303平方キロメートルと大変広い。中央部を貫流する川内川流域に優良農地が広がり、豊かな自然環境と温泉に恵まれている。

町の中心で国道3路線が交差し、交通の便に恵まれていることから、創業40年を経過した日本特殊陶業鹿児島宮之城工場をはじめ、多くの関連企業が立地する。

3 調査内容

(1) 移住定住対策について

①分譲住宅地の提供

合併以前から各町で、定住促進を目的に安価な宅地分譲をおこなってきた。昭和60年代から平成初期に積極的に宅地造成し、大半は早期に完売した。

合併数年前に行った宅地分譲は、販売が鈍化し今も21区画（うち9区画は温泉付き）残っている。長期的な景気低迷や、市街地から離れた立地が原因。

【分譲状況】造成団地数 12団地（10団地は完売）
分譲区画数 203区画（1団地最大52区画）
分譲済区画数 182区画

新たな宅地分譲計画もあるが、未分譲区画の減少が見られず、また、空き家数が増加する中、宅地の供給過剰が懸念される。

②宅地の賃借制度（旧薩摩町事業）

住宅建設希望者に坪当たり100円で賃貸し、20年間の賃借（月賦払い）終了後に土地を取得できる。

【実施状況】実施団地数 3団地（2団地は完売）
分譲区画数 61区画
分譲済区画数 59区画

分譲残区画2区画は、後背地が山になっていて、かなり以前から問い合わせもない。

一坪当たり 100 円という安さもあり、分譲地周辺の賃貸物件居住者や出身者を中心に、早期の分譲が進んだ。おおむね良好な成果と評する。

課題として、賃借者が住宅建設時に融資を受けようとする際、土地が町（土地開発公社）の所有であるため、土地に抵当権を設定できず、融資条件が不利になる。

③定住促進交付金（旧鶴田町事業）

転入者や、定住が見込まれる者に㊸ウェディング助成（婚姻届け提出者に補助金給付）、㊹出産助成（出産した者に補助金給付）、㊺住宅建築助成（住宅建設者に補助金給付）を行った。

受給条件のハードルは低かったものの、離婚などで要件を満たさなくなれば補助金返還することになっていたが、返還に応じない者もある。

④空き家バンク

平成 23 年度から、活用されていない空き家を所有者の申し出によって賃貸物件や売買物件として登録し、その情報を町ホームページや町内不動産業者のネットワークにより公開、紹介している。

【登録状況等】 物件登録数 43 件

契約成立数 27 件（賃貸 13 件、売買 14 件）

公開中 7 件（売買） 取下げ 9 件

町のホームページの中でも、空き家バンクのアクセス数は上位にランクし、28 年 9 月は約 1,300 件。

町内に活用可能な空き家は 300 戸以上と推測されるが、相続、多額の家財道具撤去費用などで、登録に至らない。

今月、役場の職員に、出身地の空き家調査を依頼した。10 月末まで。

28 年度から、空き店舗の登録を商工観光課で取り組んでいる。

⑤移住定住促進補助金

平成 26 年度から住宅の建築、購入、リフォームに対する補助金を交付。住宅建設の場合、最高 160 万円。購入の場合、120 万円。リフォームの場合、50 万円の補助金を給付。28 年度までの 3 年間の時限事業。

【事業実績】

・町外からの転入： 25 件（新築 19 件、購入 3 件、リフォーム 3 件）

・町内転居・建替え：19 件

町内周辺部（過疎地域）への建替えも対象に実施しているが、町内でのすべての住宅建設が対象になるものではないため、一部から不満が出ている。

一定の効果が認められ、29 年度以降も形を変えて継続する方針で、すべての建設が補助対象となるよう内容を検討中。

⑥移住者への就業支援

町・県・JA が連携し、ワンフロア・ワンストップサービスで、新規就農相談、就農後の経営相談を実施。

また、商工関係の起業をした場合、商工会加入を条件に毎月 5 万円を 12 か月支給。

⑦様々な取り組みによる若者流出抑制効果

日本特殊陶業を中心とする製造業者が多数立地する当町で、平成 25 年度の所得推計でも県内で鹿児島市に次ぐ第 2 位であったことから、企業進出とともに安定し

た給与収入により、家族の成長に合わせて住宅取得を希望する世帯が多いと推測される。

住宅取得を支援し住環境を整備することは、このような世帯の定住促進に効果があったと思われる。

一方、国道3路線が交差する交通の便の良さから通勤圏内にとらえ、本町より人口が多い薩摩川内市、霧島市、出水市に流出する現状もある。

(2) 空き家対策について

① 空家等の適正管理に関する条例

空き家等の所有者が、自らの責任において的確に対応することを前提とした条例。これまで、住民から聞く空き家に関する情報は苦情という形であったが、これを条例による情報提供として受け入れる。

町独自に、緊急安全措置を規定。危険な状態が切迫している空き家は、所有者の同意を得て最低限の措置をとる。費用は所有者に請求する。

特措法によるガイドラインでは、命令に従わない場合は、空き家の所在地と命令の内容を公示することになっているが、さつま町では所有者の氏名も公表することを規定している。

警察その他の関係者に協力要請することを規定。

協議会を設置し、空き家対策の計画の作成・変更等を協議することとしている。

② 空き家の実態

平成25年実施の全国住宅・土地統計調査によると、空き家戸数は約2,390戸、空き家率19.9%（県平均17%）。町が公民会長に依頼して行った調査では、27年の空き家等は1,246戸で、19年の調査から518戸増。要補修と廃屋が全体の52.8%と半数以上。

廃屋315戸のうち防災や環境、景観への影響が大きいもの57戸を危険空き家としている。危険空き家の定義として、傾斜が20分の1以上などの基準もあるが、そこまでの調査はしていない。近隣の住宅への影響を考慮して判断している。

空き家バンクの登録促進を目的に、現在行っている地元職員による調査では、利活用可能な空き家が200戸程度見込まれ、今後登録要請する。

③ 危険家屋解体撤去補助事業（平成24～26年度、平成28～30年度）

町内の景観、町民の安心安全な住環境を確保するため、危険家屋の解体・撤去にかかる経費の一部を補助する。

ア 補助要件

- ・屋根、柱などの主要構造物が朽ちるなどにより、使用不能で周囲に危険を及ぼす恐れがある建物
- ・町内の解体撤去業者を利用すること など

イ 補助額

- ・対象経費の3分の1で、上限30万円（補助対象外：家財道具、機械等の処分費用）

参考：住宅リフォーム支援事業の空き家リフォームでは、家財道具の撤去も補助対象

ウ 補助金交付の流れ

- ・工事着手前 事前相談 → 現地調査（対象の判断） → 事前審査申請書提出

- 書類審査 → 工事着手
 ・工事完了後 補助金申請（実績報告書）→ 書類審査（写真確認）→ 補助金交付

エ 事業実績

年度	件数	補助額	事業費	非該当
平成 24 年度	17 件	4,237 千円	16,801 千円	
平成 25 年度	43 件	11,423 千円	43,885 千円	
平成 26 年度	44 件	11,819 千円	44,296 千円	7 件
第 1 期合計	104 件	27,479 千円	104,982 千円	7 件
平成 28 年度	31 件	8,745 千円	34,526 千円	4 件

（平成 28 年 10 月 28 日現在）

平成 26 年度の非該当 7 件は、危険空家非該当 6 件、店舗 1 件

平成 28 年度の非該当 4 件は、危険空家非該当 2 件、倉庫 1 件、牛舎 1 件

オ 今後の取組

（ア）条例に基づく協議会を設置（29 年）

（イ）空家等対策計画の策定（29 年）

（ウ）調査に基づく所有者等への空き家バンク登録の促進（28 年～）

（エ）空き家のデータベース化（28 年～）

27 年調査で判明した 1,246 戸をエクセルでデータ登録している。税務課で全棟調査を 3 年～4 年で行い、その後データベース化する。

（オ）各種支援策の推進

- ・周辺地域等移住定住促進事業（住宅購入、空家リフォーム）
- ・住宅リフォーム支援事業（空家リフォーム）
- ・危険家屋解体撤去事業（28 年～）
- ・空き家情報バンク（28 年から空き店舗も対象）
- ・ふるさと納税返礼品に空き家の見守りサービスを追加（28 年 10 月～）

シルバー人材センターと提携し、空家の見回り点検、敷地内の剪定、草刈り、ゴミ拾い、現状写真報告を納税額に応じて、サービスを提供する。（シルバー人材センターから提案があった。）

4 主な質疑応答

【移住定住対策について】

問：若者流出の抑制効果について、NGK スパークプラグ（日本特殊陶業）従業員 1000 人は、町内から雇用しているのか。

答：派遣社員も含めている。6 割位が地元住民だ。

問：町外へも通勤しやすい環境があるが、町内の若者は町外の大きな自治体に出ているか。

答：結婚を機に、条件の良い町外に出る方が日本特殊陶業の従業員の中にもある。日本特殊陶業以外にも、京セラの下請けなどがある薩摩川内市など町外に通勤する人も多い。

問：宅地の賃借制度について、移住者に限らず在住者も対象になるか。

答：対象になる。

問：坪当たり 100 円なら 50 坪で 5 千円、年間 6 万円 20 年間で 120 万円。120 万円で 50 坪の土地が手に入る。大人気ではないか。20 年間のうちに状況が変わる。町外に出るなど途中解約になる場合の条件は何かあるか。

答：原則 20 年間の賃貸を完了して所有権移転するが、10 年以上の賃貸で繰り上げ償還すれば、所有権移転できる制度にしている。繰り上げ償還制度を利用した人も相当数ある。

制度を始めた当時は金利がまだ高かったが、今は低金利になってローンを借り換えて繰上償還しやすくなった。

賃貸契約の条件として速やかに住宅を建てることになっており、ほとんどの方が住宅を建てて住んでいる。失業などで住宅を手放すことになった場合に、いったん繰上償還して自分の土地にしてから、住宅と一緒に競売に出したケースもある。

結婚を機に町外へ出た方も、親元の近くに安い土地ができたからと、帰ってきて家を建てる若い夫婦もあり、定住につながっている。

【空き家対策について】

問：公民会長に空き家調査を依頼しているが、報酬などを支給しているか。

答：支給していない。公民会長との申し合わせにより、無償で町の行政連絡員として位置付けており、あまり負担をかけないよう、知っている範囲での調査としている。

問：空き家の居住可能性調査を地元職員にさせることについて、具体的にどういう調査なのか。また、担当業務でないが職員はどう思っているか。

答：外観で判断してもらおう。地元の職員なので、日ごろから見ている、ある程度の状況が分かる。職員が少ない地域に 30 戸、40 戸と空き家が多い実情もあり、再検討が必要。消防署が持っている空き家情報と 27 年に行った公民会長による調査の空き家情報をつき合わせながら、対象を絞ることを考えている。

職員には、必要な調査ということで協力を求め、地域担当職員制度により地元で地域の活性化にいろいろ関わっていることもあり、職員から担当課に不満等はない。

問：居住可能性の可否が、職員個人の判断では、職員によってばらつきが出ないか。

答：一見して住めそうな家をピックアップしてもらおう。上がってきたものを担当課で確認しながら所有者と交渉していく。

問：危険家屋解体撤去補助事業について、補助要件に「朽ちることによって使用不能であること」とあり、そう判断されると固定資産税の課税客体から外すことになり、土地の特例もなくなるが、固定資産税の課税をいつどのように処理するか。

答：朽ちることによって使用不能かどうかは、補助対象としての判断基準で、課税客体としての基準とは異なる。

問：57 戸の危険空き家があるが、危険空き家の認定は担当者が行うのか。

答：国のガイドラインで傾斜が 20 分の 1 以上などの基準が示されているが、さつま町ではそこまで調査をして認定を行っていない。廃屋で近所に迷惑がかかるようなものを担当課で 57 戸選定して、今のところ危険空家と認定している。57 戸を実際に調査したが、実際に家が傾いている状態のものはなかった。

ゆくゆくは、基準をもって危険空家、あるいは特定空家を認定したい。

問：特措法で特定空家を行政が処分してその費用を所有者に請求できるようになったが、町の制度とどのように整合・調整を図っているか、工夫しているところがあれば教えてほしい。

答: 条例を施行して1年経っていない。特措法では行政代執行ができるとされているが、条例では命令、公表まで行う。命令まで行えば、法で行政代執行できるので、条例では行政代執行まで規定していない。町としてはそこまで至らないように、いかに指導、助言して、所有者自ら対応してもらうかに苦心している。

問: 家の状況にもよると思うが、解体撤去にかかる費用はいくらか。

答: 建坪30坪で100万円前後。

問: 解体撤去の事業実績を見ると、事業費が伸びていて、事業者が潤っていると思われる。事業者が働きかけているのか。

答: 24年から事業開始したが、従来の形で周知しても浸透しなかった。業者に説明して回って、解体すれば補助が出ることをお客さんに宣伝し、次の年から増えてきた。27年に事業が切れたときに、住民だけでなく業者から再開の要望が出た。28年に再開した時も業者に説明し、解体の相談があれば、町につないで一緒に現地確認に行っている。

問: 行政と近隣住民や自治会との協力関係はどのようになっているか。

答: 空家の問題は地域の方々への影響も大きい。自治会で見回り、所有者に連絡していただく。所有者が分からなければ行政で調べる。できれば地域で対応してほしい。

問: ある地域では、地域を出るときには、それが完全にできているわけではないが、家を始末して出ることを申し合わせている。盆と正月に墓参りに帰るとか、倉庫代わりに荷物を置いているなどで、空家登録できないケースもある。家を残して出るときは自治会費を払うことにしている。こちらではどうか。

答: それができればよいが、ない。

問: 空き家バンクには、家財道具を撤去していないと登録できないか。

答: そのとおり。ある程度認めると、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、あるいは仏壇を残していることが多い。ホームページに屋内の写真も掲載しているが、残したままでは誰も入らない。

問: ふるさと納税返礼品の空家見守りサービスは、シルバー人材センターから提案があったとのことだが、他で先例があったのか。また、空き家の草刈りだけでなく、空き地の草刈りの要望はあるか。

答: 以前からシルバー人材センターと色々な話をする中で提案があり、今回事業化した。官庁速報にこのような取り組みをしている自治体がいくつか紹介されているが、それを見て検討したわけではない。

始めたばかりで、実績がない。土地だけの草刈りというのは聞いていない。空き家見守りサービスのほか、墓の掃除も返礼品としている

5 まとめ

さつま町は、道路事情も良く、1,000人規模の企業を中心に、製造業社が多数進出しているため、町民の給与収入が安定しており、所得推計において県内で鹿児島市に次ぐ第2位の町であった。町民の住宅取得意欲も高いようであり、町も町税収入が大きい。

旧薩摩町の宅地賃借制度は、安く土地を買えることもあり、若い方が家を建てやすいと思う。しかしながら、近くの市内への流出も少なくない。家を建てることで定住につながるのではよいと思うが、空き家も増えると思った。

どこの地域でも悩まされている空き家対策については、さつま町では条例に基づき協

議会を設置し、対策と計画の策定、事業計画と取組みの実施にと進んでいるようである。

空き家の活用、解体の両方に対応されている。事業の実施は、地元の業者を使った危険家屋解体撤去事業などを行い、業者も潤っているようだ。

空き家見守りサービスをふるさと納税の返礼品とされている。見回り点検等をシルバー人材センターにお願いするもので、制度が始まったばかりで利用実績はまだないようである。岩美町においても、同様の制度を導入すべきであると感じた。

併せて、対象を空き家に限らず、土地のみとか、墓地・墓石なども含めてはどうかと思う。

また、このサービスは、ふるさと納税の性質に合致すると感じているが、さつま町が全国初なのかとお聞きしたところ、官庁速報なども参考にしているとのことであった。岩美町議会においても、町が取得している情報で、町が閲覧し終わった段階でもいいと思うが、官庁速報などの情報を閲覧できるようにしてはどうかと感じた。

さつま町は、何といても裕福な感じで、岩美町と同じ悩みがあるにもかかわらず、たんとんと取り組んでいる感じでした。

岩美町も負けてはいけない取組みをしていると思う。岩美町も、計画の策定と、素早い実行を行うことが大切だ。

各自治体にそれぞれの問題があり、それに向かって取組みをされている。どこでもそうだと思うが、町民と自治体が同じ問題意識をもって解決していかなければならないと思う。

それぞれに合った政策を持ち、古い中にも新しい取組みをして、近隣との差別化をしていかなければならないと思う。